

山梨県公報

第五百三十三号

令和七年

一月二十三日

木 曜 日

目 次

告 示

○土地収用事業の認定……………一三

○道路の区域変更……………一四

公 告

○県営土地改良事業の工事の完了(三件)……………一五

○都市計画の変更図書の縦覧(三件)……………一五

公安委員会

○落札者の決定について(二件)……………一五

告 示

山梨県告示第三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 起業者の名称 大月市

二 事業の種類 大月市新庁舎建設事業及びこれに伴う市道拡幅工事

三 起業地

1 収用の部分 山梨県大月市大月二丁目字大多、字中道及び字御立原地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

大月市新庁舎建設事業及びこれに伴う市道拡幅工事(以下「本件事業」という。)は、大月市(以下「起業者」という。)が、行政サービスの向上、行財政運営の効率化等を図るために新庁舎等を整備する事業である。

本件事業のうち大月市新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第三

条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち本件事業に伴う市道拡幅工事は、法第三条第一号に掲げる「道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、令和四年度末に「大月市新庁舎整備基本構想」及び令和五年度末に「大月市新庁舎整備基本計画」(以下「基本計画」という。)等を策定し、本件事業についてその具体的な方針を定めている。

また、起業者は、本件事業に要する経費について、令和六年度以降、本件事業に要する経費について予算措置を講じ、令和七年度以降についても予算措置を講ずることを確約していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、人口約二万二千人弱の市であり、現在は本庁舎本館(以下「本件施設」という。)、別館及び花咲庁舎の三棟で構成され、これらの庁舎で市民サービス及び防災対策等の拠点を担っているが、特に本件施設においては耐震基準を満たしておらず、地震時には倒壊の恐れもある等、防災拠点としての役割を担うことが困難な状況となっている。

また、昭和三十四年に整備した本件施設を含む三棟は老朽化が進み、来庁者の安全対策、プライバシーの保護、バリアフリー対応等が不十分な状況である。

このような庁舎の老朽化は、住民に対する行政サービスを低下させているだけではなく、各庁舎における固定的経費の重複、維持管理費の増加等、起業者の行財政運営の効率化を妨げる一因にもなっている。

本件事業は、このような状況に対応するために新庁舎等を整備し、別館及び花咲庁舎の改修に伴い、分散していた機能を集約するものであり、これにより起業者は、行政サービスの向上、行財政運営の効率化を図ることが可能となる。

また、本件事業においては、市民の諸活動の場としての交流スペースの設置も計画されており、行政と市民との協働を育む環境の構築も期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により保護のため特別な措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

また、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響等について、起業者は、事前説明会を開催するなど地域住民にも配慮し、要望事項にも誠実に対応することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、利用者の利便性、交通事情等を考慮した安全性、移転計画の合理性、周辺土地に与える影響等社会的技術的及び経済的な要件を考慮して選定された五案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

また、本件事業のうち本体事業に伴う市道拡幅工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

起業者は、基本計画において、事業完了年度を令和十一年度としているが、用地買収・設計・建設等に五年余りを要すること。

また、本件施設は、老朽化が進み、耐震基準を満たしておらず、倒壊の危険性があるとの指摘を受けている状況であり、利用者の安全を確保することが急務となっている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物部分については、総務省起債対象事業費算定基準等により、また、駐車場等については利用者数等によりそれぞれ必要とされる面積を算出したものであることから、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ

る。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 大月市役所 総務管理課

山梨県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和七年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
甲州市塩山下於曾字延命九五八番二地先から 甲州市塩山上於曾字旗板一八〇九番一地先まで	旧 六・〇〇	二二・二	七〇五・〇
	新 六・〇〇	八八・八	七〇五・〇
		一六・〇〇 三六・〇	一〇四四・〇

公 告

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業（上野地区湛水防除事業）の工事は、令和五年五月三十一日をもって完了した。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業（鰍沢地区農地環境整備事業）の工事は、令和五年二月二十七日をもって完了した。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業（西嶋・八日市場地区湛水防除事業）の工事は、令和六年四月十日をもって完了した。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 都市計画の変更図書の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年一月二十三日

一 都市計画の種類 山梨県知事 長 崎 幸太郎
二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 韮崎都市計画下水道
二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公安委員会

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年一月二十三日

山梨県警察本部長 小 柳 津 明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システム機器一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部交通部交通規制課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和六年十二月二十日

四 落札者

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号

五 落札金額 二億八千万四千三百四十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年十月三日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年一月二十三日

山梨県警察本部長 小 柳 津 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 通信指令システム用機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部生活安全部地域課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年十二月二十日
- 四 落札者
- (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
- (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 十二億三千三百八十七万六千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年十月十七日